

資料編

下野市産業振興計画策定の経緯

年	月 日	主な会議等	議題・内容等
平成26年	6月25日	第1回策定委員会	○委員長、副委員長選出 ○策定委員会の運営について ○計画策定スケジュールについて ○計画構成（案）について ○アンケートについて
	7月～8月	アンケート調査	○商工会員アンケート調査 対象：商工会員1,067件 ○立地企業アンケート調査 対象：立地企業87件 ○自治医科大学・同附属病院関係者アンケート調査 対象：関係者100人
	9月29日	第2回策定委員会	○商工会員アンケート結果について ○立地企業アンケート結果について ○医療系アンケート結果について ○下野市の社会経済・産業の概況について
	10月29日	第3回策定委員会	○産業振興計画骨子案について
	11月27日	第4回策定委員会	○産業振興計画素案について
平成27年	1月20日	第5回策定委員会	○産業振興計画素案について
	2月23日 ～3月9日	パブリックコメント	
	3月20日	第6回策定委員会	○パブリックコメントの結果について ○産業振興計画案について

下野市産業振興計画策定委員会設置要綱

平成26年4月24日
告示第67号

(設置)

第1条 下野市の地域産業の振興に関し、長期的な視点で戦略的な取り組みを定める下野市産業振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、下野市産業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の素案を作成し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の関係団体を代表する者
- (3) 市内の事業所を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、産業振興部商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

下野市産業振興計画策定委員会名簿

	氏名	備考
委員長	中尾 久	学識経験者
副委員長	南 俊郎	石橋商工会
委員	原 貞夫	下野市商工会
〃	岡本 晃	下野市商工会青年部
〃	津野田 仁大	石橋商工会青年部
〃	長谷川 増夫	下野市立地工場連絡会
〃	川西 礼緒奈	柴工業団地協議会
〃	植草 英一郎	南河内地区立地企業代表
〃	稲葉 寿幸	下野市商工会事務局
〃	上野 光春	石橋商工会事務局
〃	砂岡 榮子	6次産業
〃	大門 利雄	下野市観光協会事務局長
〃	大塚 裕明	金融機関
〃	松本 富佐子	公募
オブザーバー	井ノ上 俊宏	栃木県産業技術センター



下野市産業振興計画

平成27年3月発行

下野市産業振興部商工観光課

栃木県下野市田中681番地1

電話：0285-48-2112

e-mail：syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp